

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

282

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

循環器病対策推進計画の廃止

提案団体

全国知事会、群馬県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

循環器病対策推進計画を廃止する。

具体的な支障事例

【現行制度について】

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により、都道府県へ循環器病対策推進計画の策定が義務づけられている。

【支障事例】

都道府県計画の基本となる国の「循環器病対策推進基本計画」の内容は、医療計画、健康増進計画など既存の計画で大部分が対応可能であり、新たな計画策定の必要性が不明確である。

また、基本計画では国が循環器病対策全体の基盤となるデータ整備を行うことが定められているが、現在もお整備が進んでいない。

【制度改正の必要性】

令和6年度施行の第2次都道府県計画の策定を求められているが、まずは計画策定にあたり必要となるデータ整備(診療情報収集や提供体制整備)が先行すべきこと、必要な対応は既存計画でできることから、計画策定の見直しについて検討が必要と考えられる。

【支障の解決策】

循環器対策推進計画を廃止し、医療計画・健康増進計画等の既存計画に必要な項目を整備することにより、支障が解決すると考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重複する内容の複数の計画を作成する必要がなくなることにより、計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、山口県、高知県

—

各府省からの第1次回答

心疾患及び脳血管疾患を併せた循環器病はわが国の死亡原因の第2位となっており、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、議員立法により制定された健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)では、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、各都道府県に、国で策定する循環器病対策推進基本計画を基本としつつ、当該都道府県における状況等を踏まえた都道府県循環器病対策推進計画の策定を求めているところである。

また、当該計画は、医療や予防のみならず、共生や研究といった様々な分野における循環器病に対する取組を含んでおり、こうした観点からも、ご指摘にある、主に医療提供体制の確保を目的とする医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療計画や、主に都道府県の住民の健康の増進の推進を目的とする健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく都道府県健康増進計画等で全て代替することは困難と考えている。

一方、都道府県循環器病対策推進計画の策定に当たっては、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第3項において、医療計画等、循環器病対策に関連する事項を定めるその他の計画と調和が保たれたものでなければならないとしている。そのため、都道府県循環器病対策推進計画の策定過程において、医療計画等の他の計画と重複する内容がある場合については、各都道府県において、一方の計画で、他方の計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することは差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、心疾患及び脳血管疾患を併せた循環器病は「がん」を上回る第1位の死亡原因となっており、この喫緊な課題に対応するため、このたび群馬県循環器病対策推進計画を策定しました。今後、当該計画に基づく循環器病対策を強力に推進してまいります。

本件提案は、循環器病対策基本法や循環器病対策推進基本計画等の趣旨・規定を否定するものではなく、内容や目的が一部で重複する計画を別個に策定するに当たり、地方自治体や関係者の負担軽減を図ることを本旨としています。本件及び同様趣旨の管理番号283の提案における貴省の見解を見るに、計画間で重複する内容がある場合に、一方の計画で他方の計画の対応する箇所を明示することで具体的記載に代替することが可能とされており、計画策定に係る負担軽減が図られたことから、本件提案の要旨は一定程度果たされたものと考えておりますが、今回の第1次回答で示された内容を、各都道府県に可能な限り早期に通知の発出等により明確化していただく必要があると考えます。

施策をより効率的・効果的に展開するためには、羅針盤たる行政計画の精査・整理が必要です。貴省におかれましては、課題へ柔軟に対応するための地方自治体の取組について、引き続きご指導・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

医療分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

本件提案が対象とする各計画は相互に一体的に策定することが可能である旨を、都道府県に通知等により速

やかに周知すべきではないか。

がん対策基本法の制定から一定期間が経過しており、各都道府県においてもがん対策が一定の成果を挙げていることを踏まえ、都道府県がん対策推進計画を個別に策定する必要があるかどうかを含め、同計画の今後の在り方について検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

現状、都道府県循環器病対策推進計画や都道府県がん対策推進計画等、複数の計画を一体的に策定している都道府県もあると承知しており、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)やがん対策基本法(平成18年法律第98号)等の規定・趣旨に基づき、各都道府県の判断で複数の計画を一体的に策定することは可能である。

都道府県循環器病対策推進計画と医療計画等他の計画と重複する内容がある場合については、一方の計画で他方の計画の対応する箇所を明示することで具体的記載に代替することが可能である。

以上のことについて、今後都道府県へ周知することを検討している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

283

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること

提案団体

全国知事会、三重県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とする。

具体的な支障事例

当県では、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。
また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。
しかし、医療法に基づき策定している「当県医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、当県がん対策推進計画及び三重県循環器病対策推進計画に記載している内容の大部分が重複しており、同内容・同趣旨を複数の計画に記載している現状にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

医療法第30条の4第2項第4号、医療法施行規則第30条の28、がん対策基本法第12条第1項、循環器病対策基本法第11条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、長野県、滋賀県、徳島県、福岡県

○当県においても医療計画の各疾病分野と各疾病計画の記載内容は重複部分が多く、整合を図りながら個別に策定しており、大きな負担となっている。
医療計画策定指針に示され、保健医療計画に掲載する内容を、各疾病計画にも同様に盛り込み、保健医療計画の一部として位置づけることが可能となれば、業務負担減が見込めるものとする。
○当県でも、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。
また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。

そして、医療法に基づき策定している「当県保健医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、内容の大部分が重複しており、同内容・同趣旨を複数の計画に記載している現状にある。

各府省からの第1次回答

医療計画を定めるに当たっては、「医療計画について」(平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)において、医療計画の策定に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにすることとしており、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第2項及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第11条第3項においても、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画が医療計画において定めるものと調和が保たれたものでなければならないとしている。都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画に、医療計画に記載すべき事項と同様の内容を記載することが定められている場合には、医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することとしても差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨をご理解いただき、感謝申し上げます。今後、上記回答の内容を通知等により地方公共団体に周知いただくようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

医療分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

本件提案が対象とする各計画は相互に一体的に策定することが可能である旨を、都道府県に通知等により速やかに周知すべきではないか。

がん対策基本法の制定から一定期間が経過しており、各都道府県においてもがん対策が一定の成果を挙げていることを踏まえ、都道府県がん対策推進計画を個別に策定する必要があるかどうかを含め、同計画の今後の在り方について検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

医療計画を定めるに当たっては、「医療計画について」(平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)において、医療計画の策定に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにすることとしており、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第2項及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第11条第3項においても、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画が医療計画において定めるものと調和が保たれたものでなければならないとしている。都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画に、医療計画に記載すべき事項と同様の内容を記載することが定められている場合には、医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すこ

とで、具体的な記載に代替することとしても差し支えない。
上記の取扱いについては、今後、都道府県への周知を検討している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

266

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること

具体的な支障事例

文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。
文化庁長官の認定を前提としているため、作成について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要があり、文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担が生じている。
法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、市域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため煩雑になる。
市の方針として計画の見直しやスリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。
意見聴取のための協議会の運営に関する事務が発生した。
措置の具体的な記載について、市の予算措置などとの関係があり、記載に苦慮する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。地域の実情に応じた効果的な内容とすることができる。

根拠法令等

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3、第153条第2項第26号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市

—

各府省からの第1次回答

文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。法定の記載事項は、文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項であるが、計画について文化庁長官の認定を受ける場合には、法律上の特例措置が講じられるため、同条第5項各号に掲げる基準を満たす計画とすることを求めている。

文化庁では、地域の実情を踏まえた適切な計画作成が円滑となるように、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参考として作成し、公表している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘の通り、指針等において、文化財保存活用地域計画に記載すべき内容等については、地方公共団体が地域の実情に応じて策定できる記述があることは認識している。

しかし、本計画の認定に際しては指針に基づいた各種の協議があり、文化審議会での審議を経て文化庁長官の認定を受ける必要があることから、地方公共団体では、実質的に指針等に具体的に示されている記載事項や手順に合わせて計画を策定せざるを得ない。

記載事項の中には「市町村の概要」など、記載上、分量が非常に多くなるものもあり、策定にあたって負担が大きい。そのため作成の指針の中で、最低限の必要事項を具体的に示してほしい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【香川県】

文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

文化財保存活用地域計画は小規模な町村でも作成過程の業務量が多く、負担の大きい業務である。文化財保存・活用の観点から計画の趣旨については理解するが、作成主体にとって過大な負担とならないよう、実態に応じて各種計画の策定等に関する指針のあり方を検討いただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

法律上の特例措置等の内容に比して、計画策定の負担が著しく過度なものとなっているのではないかと。

既に計画を策定した地方公共団体に対し、計画策定に係る負担等の実態を調査し、結果を第2次ヒアリングで示していただきたい。

計画策定に当たって過剰な負担を地方公共団体にかけないよう、例えば、左記指針の中に「記載の簡略化」について記載するなど、負担軽減策を講じるべきではないかと。

各府省からの第2次回答

提案団体及び専門部会等の意見を踏まえ、文化庁長官の認定を受けた地域計画を作成した78自治体を対象に、事務負担についての全数調査を実施している。第2次ヒアリングでは、この調査結果に基づいた対応方針を示すこととする。